

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	遠野支所
監査の種類	令和2年度 定期監査（2監第107号 令和3年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和3年4月16日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
7 財産管理事務（その3） 行政財産使用許可に係る財産管理事務において、使用の申請及び許可がなされていない例が認められた。	令和3年 4月15日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>7 財産管理事務（その3）</p> <p>行政財産使用許可に係る財産管理事務において、使用の申請及び許可がなされていない例が認められた。</p> <p>※ 行政財産の使用許可については、市財務規則第244条の規定に基づき行政財産使用許可申請書により申請させ、行政財産使用許可書により市長の決裁を受けなければならないが、遠野支所において、行政財産使用に係る申請及び許可のないまま敷地の一部を駐車場として使用させていた。 (遠野支所)</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当該事案については、行政財産使用料が全額免除となることから、行政財産を使用させる場合に必要となる行政財産使用に係る申請及び許可に伴う一連の事務手続きを失念してしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和3年度より、いわき市財務規則第244条の規定に基づき、行政財産の使用希望者に対して行政財産使用許可申請書を提出させ、当該申請に基づき、行政財産の使用を許可したところです。</p> <p>なお、今後におきましては、使用料の有無にかかわらず、行政財産使用許可が必要な案件かどうかについて調べるとともに、複数でチェックする体制を構築するなど、適正な事務執行に努めます。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	勿来支所
監査の種類	令和2年度 定期監査（2監第107号 令和3年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和3年5月7日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
5 財産管理事務（その1） 郵便切手等の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。	令和3年 5月6日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>5 財産管理事務（その1）</p> <p>郵便切手等の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。</p> <p>【事例1】 勿来支所経済土木課</p> <p>※ 郵便切手等については、市財務規則第268条の規定に基づき会計別に整理しなければならないが、監査実施時点（令和3年1月7日）において、一般会計及び川部財産区特別会計の郵便切手等の受払いについて同一の郵便切手等管理簿により整理されていた。</p> <p style="text-align: right;">（勿来支所経済土木課）</p>	<p>【事例1】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>指摘のあった郵便切手等管理簿の整理に際して、関係職員の認識不足等により、同一の郵便切手等管理簿により整理を行っていたものです。</p> <p>【事例1】〔措置した内容〕</p> <p>令和3年度より市財務規則第268条の規定に基づき会計別に整理し、適正に事務を処理してまいります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	川前支所
監査の種類	令和2年度 定期監査（2監第107号 令和3年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和3年5月14日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
3 契約事務（その1） 契約事務において、設計書の決定に係る専決がなされていない例が認められた。	令和3年 5月13日
4 契約事務（その2） 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	令和3年 5月13日
5 財産管理事務（その1） 郵便切手等の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。	令和3年 5月13日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>5 財産管理事務（その1）</p> <p>郵便切手等の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。</p> <p>【事例2】 川前支所</p> <p>※ 郵便切手等については、市財務規則第268条の規定に基づき会計別に整理しなければならないが、監査実施時点（令和2年11月27日）において、一般会計及び川前財産区特別会計の郵便切手等の受払いについて同一の郵便切手等管理簿により整理されていた。</p> <p style="text-align: right;">（川前支所）</p>	<p>【事例2】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>支所で一括管理することが業務上効率的だった認識が原因と考えられます。</p> <p>【事例2】〔措置した内容〕</p> <p>現在は会計別に整理しております。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	田人支所
監査の種類	令和2年度 定期監査（2監第107号 令和3年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和3年5月18日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
4 契約事務（その2） 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	令和3年 5月18日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>4 契約事務（その2）</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 常磐支所経済土木課における普通財産の貸付に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。【類例3件あり】</p> <p>なお、田人支所、川前支所においても、同様の例が認められた。</p> <p style="text-align: right;">（田人支所）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>普通財産の貸付契約に際して、関係職員の認識不足等により契約書の契約解除条項に暴力団等の排除に係る規定文等の記載漏れが発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後新たに契約を締結する際には、契約解除条項に暴力団等の排除に係る規定を盛り込んだ契約書を作成し事務処理を行います。</p> <p>また、チェック体制を強化し、適切な事務執行にも努めてまいります。</p>